

高知県都市計画審議会運営要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、高知県都市計画審議会条例第9条の規定に基づき、高知県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議その他運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び会長職務代理者の任期)

第2条 会長及び会長職務代理者の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(会議の招集等)

第3条 会長が会議を招集するときは、日時場所及び議題もしくは審議する事項を定め、開会日の5日前までに委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合についてはこの限りでない。

- 2 会議は、会長が委員の招集が適当ではないと認めるとき又は特に緊急の必要があると認めるときは、あらかじめ委員に通知した上で、文書その他の方法による審議とすることができる。

(代理)

第4条 会長は、関係行政機関の職員につき任命された委員が出席できないときは、その職務を代行できる者をもって代理させることを認めることができる。

(会議の主宰)

第5条 会長は、議長となって会議を主宰する。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて会議に出席して意見を述べ、又は説明することができる。

(幹事)

第7条 幹事は会長の命により議案について説明を行ない、又は会長の許可を得て意見を述べるることができる。

(委員、臨時委員、専門委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは委員、臨時委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の非公開)

第9条 審議会の会議は公開する。ただし、会長が必要と認めるときは公開しないことができる。

(会議録)

第10条 会長は、会議録を作成し保存しなければならない。

- 2 会議録に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項及びその日時

- (2) 出席の委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 会議の諸報告
- (5) 会議のてんまつ

3 会議録には、会長が指名した 2 人の委員が署名するものとする。

(常務委員会)

第11条 常務委員会に委員長をおき、会長がこれを指名する。

2 審議会が、審議会条例第 6 条により設置された常務委員会に委任する事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法施行規則第 13 条に規定する都市計画の軽易な変更、又はこれに準ずるものの審議
- (2) 住宅地区改良法第 4 条の規定による改良地区の指定に関する審議
- (3) 土地改良法第 125 条の 2 の規定による意見の決定
- (4) 建築基準法第 51 条ただし書の規定による敷地の位置に関する審議
- (5) その他会長が必要と認め、審議会の議を経た事項

3 常務委員会の運営については、前条までの規定を準用する。

(施行期日)

この要綱は、昭和 44 年 10 月 31 日から施行する。

この要綱は、平成 4 年 11 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 11 年 1 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年〇〇月〇〇日から施行する。

